

構造改革特別区域計画

1 構造改革特別区域計画の作成主体の名称

大分県

2 構造改革特別区域計画の名称

大分わな獺免許特区

3 構造改革特別区域の範囲

大分県の全域

4 構造改革特別区域の特性

(1) 概況

本県は標高0mから1,000m近くまで耕地が分布し、耕地面積の約7割が中山間地域に位置する起伏の多い地勢にある。これらの地域では米を基盤に野菜、果樹、園芸作物等各地域の立地条件を生かした多様な営農が展開されているが、中山間地域の営農は高齢化、担い手不足が深刻であり、集落での農業生産活動の維持が大きな課題となっている。

本県では比較的経営規模の小さい農家が多く、1戸当たり耕地面積及び1戸当たり生産農業所得ともに全国、九州平均に比較して下回っている。

さらに、ここ数年増加傾向にある鳥獣被害が、農家の生産意欲の減退につながるなど深刻な問題となっている。

1戸当たり耕地面積

(単位；a)

	平成13年度	平成14年度	平成15年度
大分県	112.0	112.8	113.5
九州平均	131.0	132.2	133.6
全国平均	156.0	157.3	158.9

1戸当たり生産農業所得

(単位；千円)

	平成13年度	平成14年度	平成15年度
大分県	990	1,019	990
九州平均	1,314	1,327	1,402
全国平均	1,118	1,158	1,236

(2) 鳥獣被害状況

近年、本県では中山間地域での鳥獣による農林業被害が増加しており、水稻を中心に5億円の被害が発生している。特にイノシシ被害では平成5年には約1億1千万円であったものが、平成15年では約2億6千万円と激増している。

有害鳥獣による農林業の被害状況 (単位; 千円)

鳥 獣 名	平成13年度	平成14年度	平成15年度
イノシシ	259,101	262,840	263,086
シカ	72,944	94,184	128,682
カラス	72,129	67,473	47,034
その他	51,795	66,451	62,430
合 計	455,969	490,948	501,232

(3) 狩猟免許者の状況

県内における狩猟免許所持者数は平成15年度末で5,224名、また平成16年度の狩猟免許の新規取得者は、202名で内訳は、「網・わな猟」140名、「第1種銃猟」60名、「第2種銃猟」2名となっており、最近では「網・わな猟」免許所持者の比率が高くなっている。

なお、平成15年度の猟期に大分県の網・わな猟免許の狩猟者登録を行った1,466人について、調査したところわなのみの使用者が1,315人と90%を占めており、狩猟方法の主流は「わな」となっている。

狩猟免許新規取得者数 (単位; 人)

区 分	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度
網・わな猟免許	185	269	263	140
第1種銃猟免許	63	54	98	60
第2種銃猟免許	2	1	15	2
合 計	250	324	376	202

狩猟免許所持者数 (単位; 人)

区 分	平成13年度	平成14年度	平成15年度
網・わな猟免許	1,356	1,594	1,709
第1種銃猟免許	3,878	3,873	3,423
第2種銃猟免許	165	113	92
合 計	5,399	5,580	5,224

(4) イノシシ被害対策

網わな猟免許取得促進のため、平成11年以前は年1回1箇所での試験実施であったが、その後年2回7箇所を実施している。また、有害鳥獣捕獲に対する報奨金や、防護柵設置の助成、三県合同による一斉捕獲を年2回実施している。

5 構造改革特別区域計画の意義

近年の鳥獣による農林業作物被害の増加に対して、農林業者は防護柵の設置などで対応しており、県・市町村も有害鳥獣捕獲や防護柵の設置への助成を中心とした被害対策を行っている。本県では被害に対して迅速な対応ができるよう有害鳥獣捕獲の権限を市町村長へ委譲している。このため市町村長が認める捕獲班が有害鳥獣捕獲を担っているが捕獲班員は地元の猟友会のメンバーで構成されており、会社員が多く土日の出勤が多いことや捕獲班員の高齢化もあり、迅速な対応に困難が生じている。また、狩猟者は昭和50年代より現代は2分の1以下となっており、今後、有害鳥獣捕獲等の被害対策に支障が起きると考えられる。

このような状況から今年度から県では、「自ら取り組む鳥獣被害対策事業」を新たに実施し、農林業者が行政や有害鳥獣捕獲班による被害対策に加え、自ら防衛する取り組みを支援することとしている。この事業にはこれまでの猟友会メンバーを中心とした従来からの有害鳥獣捕獲班とは別の農林業者自らが行う捕獲の支援が含まれている。

そこでこの事業を推進するにあたり網・わな猟免許（わな限定）を新たに実施することで、わな猟に限定した知識の習得のみで受験ができ、受験者の負担軽減を図ることができる。またこの制度を活用して、農林業者や農協、森林組合、市町村など被害対策に取り組む個人や団体の職員等にわな免許の取得を促すことにより、わな猟に関する知識や技術の専門性が高められると同時に、狩猟免許所持者の増加と迅速な被害対策が可能となり、農林業被害の軽減と、収入の安定化が図られ、地域振興が推進される。

6 構造改革特別区域計画の目標

- (1) 農林業者や農協、森林組合など自ら防衛する個人や団体職員等にわな免許の取得を促すことにより、毎年1割以上の増加を図り5年後には16年度取得者のほぼ倍増を目標とする。

	平成16年度	平成21年度
網・わな免許新規取得者数	140	270

- (2) 箱わな講習会を毎年開催し、わな免許初心者の技術向上を図る。また、「自ら取り組む鳥獣被害対策事業」と連携し、集落単位での自衛体制を整備する。

- (3) わな免許の取得を推進し、自衛体制を整備することにより、安心して農林業に従事できる環境を整え、農林業被害の軽減を図る。

(単位：百万円)	平成15年度	平成27年度
有害鳥獣による農林業被害額	501	360

大分県新農林業振興計画(策定中 H17~H27)

7 構造改革特別区域計画の実施が構造改革特別区域に及ぼす経済的社会的効果

農林業者自らが行なう有害鳥獣被害防止対策により、農林産物の生産量・品質が向上し、被害額の減少とともに、農林業所得の増加が見込まれ、営農意欲の高まりが期待される。

また、地域全体で鳥獣被害対策を行うことで集落のまとまりが促進され担い手の定住や、高齢農業者が安心して農林業に従事できるようになり、その生産物が地域の直売所で販売されるなど、地域の活性化及び高齢者福祉にも波及効果がある。

8 特定事業の名称

番号 1307

名称 網又はわなを指定しての狩猟免許取得の容認事業

9 構造改革特別区域において実施し又はその実施を促進しようとする特定事業に関連する事業その他の構造改革特別区域計画の実施に関し地方公共団体が必要と認める事項

(1) 箱わな講習会の開催

- ・箱わなによるイノシシ捕獲技術の向上を図るため、わな免許初心者を対象とした実地研修。

(2) 囲いわな導入事業，自ら取り組む鳥獣被害対策事業

- ・シカを対象とした囲いわなの導入を図り、シカ被害の軽減を図る。
- ・研修会により集落リーダーを養成し、集落ぐるみの被害対策を実施する。

(3) 有害鳥獣捕獲班の増加

上記(1)、(2)の事業により捕獲班員を養成し、わな捕獲班の増加を図る。

別紙

1 特定事業の名称

番号 1307

名称 網又はわなを指定しての狩猟免許取得の容認事業

2 当該規制の特例措置の適用を受けようとする者

大分県全域において、わな若しくは網に係る狩猟免許を取得しようとする者

3 当該規制の特例措置の適用の開始の日

構造改革特別区域計画の認定を受けた日

4 特定事業の内容

網・わな狩猟免許試験（網限定）及び網・わな狩猟免許試験（わな限定）を実施し、網のみ若しくはわなのみで構成された試験問題による狩猟免許試験を実施する。狩猟試験実施事務はすべて本県で行っている。

5 当該規制の特例措置の内容

現行においては、網及びわなの両方の使用を目的とした免許となっており、網及びわなの猟具に関する知識やそれぞれの猟具で捕獲できる鳥獣の知識が求められたが、本県においては、網による狩猟を行う者は非常に少なく、特に近年社会問題化している有害イノシシ対策としては、わなによる捕獲が求められている。

今回の特例措置により、わな猟に関する専門性の向上とわな猟に限定した知識等について、受験者にとっての負担軽減となり、狩猟免許所持者の増加が期待できる。

（当該事業の実施に当たり必要となる作業）

網・わな猟免許にかかる申請書様式の改正
環境省が提示する様式に合わせる。

同免許について、網及びわなのそれぞれの試験問題の作成
網及びわなそれぞれについて試験問題を作成する。

同免許について、網及びわなのそれぞれの狩猟者登録申請書様式の改正
環境省が提示する様式に合わせる。

同免許について、網及びわなのそれぞれの狩猟者登録書の様式の改正
環境省が提示する様式に合わせる。